

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・道路の区域変更	道路維持課
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	砂防課
◎ 公 告	
・長崎県労働委員会の使用者委員及び労働者委員候補者の推薦	雇用労働政策課
・測量の実施（2件）	建設企画課
◎ 長崎県内水面漁場管理委員会指示	
・漁業法の規定による長崎県北松浦郡及び佐世保市佐々川流域における水産動物の採捕の制限	長崎県内水面漁場管理委員会
・漁業法の規定による長崎県西海市雪浦川流域における水産動物の採捕の制限	〃
・漁業法の規定による長崎県諫早市境川流域における水産動物の採捕の制限	〃
・漁業法の規定による長崎県松浦市志佐川流域における水産動物の採捕の制限	〃
・漁業法の規定による長崎県大村市郡川流域における水産動物の採捕の制限	〃
・漁業法の規定による長崎県東彼杵郡川棚川流域における水産動物の採捕の制限	〃
◎ 長崎県内水面漁場管理委員会公告	
・令和5年長崎県内水面漁場管理委員会指示第2号から第7号に基づく採捕規程の承認	長崎県内水面漁場管理委員会

告 示

長崎県告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年8月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
 路線名 251号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
官公有無番地先（諫早市森山町唐比東616番1）から 諫早市森山町唐比東607番1地先まで	前	12.1～18.6	42.7	

	後	12.8~20.8	42.7	
--	---	-----------	------	--

長崎県告示第562号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9項第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和5年8月29日

長崎県知事 大石 賢吾

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長崎(琴海)-(急)-389	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
長崎(琴海)-(急)-390	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
長崎(琴海)-(急)-391	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
長崎(琴海)-(急)-392	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
長崎(琴海)-(急)-393	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
長崎(琴海)-(急)-394	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
長崎(琴海)-(急)-395	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
長崎(琴海)-(急)-396	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
長崎(琴海)-(急)-397	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
長崎(琴海)-(急)-398	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
長崎(琴海)-(急)-399	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域	
長崎(琴海)-(急)-400	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
長崎(琴海)-(急)-401	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
長崎(琴海)-(急)-402	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
長崎(琴海)-(急)-403	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
長崎(琴海)-(急)-404	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

長崎(琴海)-(急)-405	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-406	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-407	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-408	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-409	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-410	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-411	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-412	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-413	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-414	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-415	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-416	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-417	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-418	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-419	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-420	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-421	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-422	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-423	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-424	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-425	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-426	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(琴海)-(急)-427	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-428	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-429	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-430	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-431	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-432	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-433	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域
長崎(琴海)-(急)-434	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-435	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-436	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-437	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-438	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-439	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-440	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-441	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-442	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-443	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-444	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-445	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-446	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-447	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-448	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(琴海)-(急)-449	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-450	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域
長崎(琴海)-(急)-451	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-452	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-453	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-454	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-455	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域
長崎(琴海)-(急)-456	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-457	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-458	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-459	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-460	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-461	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-462	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-463	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-464	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-465	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-466	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-467	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-468	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-469	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-470	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(琴海)-(急)-471	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-472	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-473	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-474	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-475	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-476	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-477	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-478	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-479	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-480	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-481	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-482	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-483	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-484	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-485	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-486	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-487	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-488	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-489	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-490	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-491	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-492	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(琴海)-(急)-493	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-494	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-495	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-496	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-497	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-498	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-499	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-500	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-501	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-502	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-503	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-504	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-505	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-506	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-507	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-508	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-509	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-510	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-511	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-512	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-513	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-514	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(琴海)-(急)-515	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-516	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-517	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-518	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-519	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-520	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-521	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-522	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-523	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-524	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-525	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-526	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-527	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-528	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-529	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-530	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-531	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-532	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-533	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-534	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-535	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-536	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(琴海)-(急)-537	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-538	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-539	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-540	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-541	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-542	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-543	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-544	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-545	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-546	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-547	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-548	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-549	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-550	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-551	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-552	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-553	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-554	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-555	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-556	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-557	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-558	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(琴海)-(急)-559	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-560	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-561	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-562	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-563	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-564	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-565	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-566	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-567	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-568	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-569	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-570	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-571	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-572	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-573	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-574	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-575	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-576	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-577	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-578	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-579	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-580	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(琴海)-(急)-581	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-582	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-583	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-584	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-585	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-586	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-587	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-588	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-589	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-590	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-591	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-592	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-593	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-594	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-595	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-596	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-597	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-598	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-599	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-600	長崎市琴海尾戸町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-601	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-602	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(琴海)-(急)-603	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-604	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-605	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-606	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-607	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-609	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-610	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-611	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-612	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-613	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-614	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-615	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-616	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-617	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-618	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-619	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-620	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-621	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-622	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-623	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-624	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-625	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(琴海)-(急)-626	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-627	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-628	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-629	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-630	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-631	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-632	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-633	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-634	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-635	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-636	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-637	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-638	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-639	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-640	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-641	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-642	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-643	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-644	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-645	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-646	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-647	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(琴海)-(急)-648	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-649	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-650	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-651	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-652	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-653	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-654	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-655	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-656	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-657	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-658	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-659	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-660	長崎市琴海大平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-661	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-662	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-663	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-664	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-665	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-666	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-667	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-668	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-669	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(琴海)-(急)-670	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-671	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-672	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-673	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-674	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-675	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-676	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-677	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-678	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-679	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-680	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-681	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-682	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-683	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-684	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-685	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-686	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-687	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-688	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-689	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-690	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-691	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(琴海)-(急)-692	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-693	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-694	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-695	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-696	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-697	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-698	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-699	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-700	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-701	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-702	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-703	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-704	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-705	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-706	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-707	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-708	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-709	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-710	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-711	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-712	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-713	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(琴海)-(急)-714	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-715	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-716	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-717	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-718	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-719	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-720	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-721	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-722	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-723	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-724	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-725	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-726	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-727	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-728	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-729	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-730	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-731	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-732	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-733	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-734	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-735	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(琴海)-(急)-736	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-737	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-738	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-739	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-740	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-741	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-742	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-743	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-744	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-745	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-746	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-747	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-748	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-749	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-750	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-751	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-752	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-753	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-754	長崎市琴海形上町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-755	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-756	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-757	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(琴海)-(急)-758	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-759	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-760	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-761	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-762	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-763	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-764	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-765	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-766	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-767	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-768	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-769	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-770	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-771	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-772	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-773	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-774	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-775	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-776	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-777	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-778	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-779	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(琴海)-(急)-780	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-781	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-782	長崎市琴海戸根原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-783	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-784	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-785	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-786	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-787	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-788	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-789	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-790	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-791	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-792	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-793	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-794	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-795	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-796	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-797	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-798	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-799	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-800	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-801	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(琴海)-(急)-802	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-803	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-804	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-805	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-806	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-807	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-808	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-809	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-810	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-811	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-812	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-813	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-814	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-815	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-816	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-817	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-818	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-819	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-820	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-821	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-822	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-823	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(琴海)-(急)-824	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-825	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-826	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-827	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-828	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-829	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-830	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-831	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-832	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-833	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-834	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-835	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-836	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-837	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-838	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-839	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-840	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-841	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-842	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(琴海)-(急)-843	長崎市長浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(急)-3663	長崎市本河内4丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(急)-3664	長崎市本河内4丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎-(急)-3665	長崎市本河内4丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(急)-3666	長崎市本河内4丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(急)-3667	長崎市本河内4丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(急)-3668	長崎市本河内4丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(急)-3669	長崎市本河内4丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(急)-3670	長崎市本河内4丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(急)-3671	長崎市本河内4丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(急)-3672	長崎市本河内4丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(急)-3673	長崎市本河内4丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(急)-3674	長崎市本河内4丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(急)-3675	長崎市本河内4丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(急)-3676	長崎市本河内4丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(土)-033	長崎市琴海戸根原町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(土)-034	長崎市琴海戸根原町	土石流	警戒区域
長崎-(土)-035	長崎市長浦町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(土)-036	長崎市長浦町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(土)-037	長崎市長浦町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(土)-038	長崎市長浦町	土石流	警戒区域
長崎-(土)-039	長崎市長浦町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(土)-040	長崎市長浦町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(土)-041	長崎市長浦町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(土)-042	長崎市長浦町	土石流	警戒区域、特別警戒区域

長崎-(土)-043	長崎市長浦町	土石流	警戒区域
長崎-(土)-044	長崎市長浦町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(土)-045	長崎市琴海形上町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(土)-046	長崎市琴海形上町	土石流	警戒区域
長崎-(土)-047	長崎市琴海尾戸町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(土)-800	長崎市本河内4丁目	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(土)-801	長崎市本河内4丁目	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(土)-802	長崎市本河内4丁目	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(土)-803	長崎市本河内4丁目	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(土)-804	長崎市本河内4丁目	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(土)-805	長崎市本河内4丁目	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(土)-806	長崎市本河内4丁目	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(土)-807	長崎市本河内4丁目	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(土)-808	長崎市本河内4丁目	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(土)-809	長崎市本河内4丁目	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(土)-810	長崎市本河内4丁目	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎-(土)-811	長崎市本河内4丁目	土石流	警戒区域、特別警戒区域

公 告

長崎県労働委員会の使用者委員及び労働者委員候補者の推薦（公告）

第41期長崎県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の任期が令和5年10月31日をもって満了するため、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次期長崎県労働委員会委員を任命したいので、下記の資格を有する使用者団体又は労働組合に対し、委員候補者の推薦を求める。

令和5年8月29日

長崎県知事 大石 賢吾

1 推薦する使用者団体又は労働組合の資格

- (1) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、長崎県内のみ組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主目的であること又はその業務の主要部分である使用者団体であること。
- (2) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、長崎県内のみ組織を有する労働組合であつて、かつ、長崎県労働委員会において労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることの決定を受けた労働組合であること。

2 推薦される者の資格

次のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 労働組合法又は他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

3 使用者委員の推薦手続

委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を提出すること。

- (1) 別記様式による候補者推薦書
- (2) 推薦する使用者団体の定款等の規約及び事業報告書
- (3) 被推薦者の履歴書1部（写真貼付のこと。）及び長崎県労働委員会の委員に就任することについての内諾書

4 労働者委員の推薦手続

委員候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を提出すること。

- (1) 別記様式による候補者推薦書
- (2) 労働組合法施行令第21条第3項の規定による長崎県労働委員会の証明書（組合資格審査申請書は、長崎県労働委員会へ令和5年9月8日（金）17時までに提出すること。）
- (3) 被推薦者の履歴書1部（写真貼付のこと。）及び長崎県労働委員会の委員に就任することについての内諾書

5 推薦書類の提出期限

令和5年9月29日（金）17時

6 推薦書類の提出先

長崎県産業労働部雇用労働政策課
（〒850-8570 長崎市尾上町3番1号）

別記様式

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

事務所の所在地

団 体 名

代 表 者 名

印

長崎県労働委員会 (使用者)
(労働者) 委員候補者推薦書

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、第42期長崎県労働委員会

(使用者)
(労働者)

を代表する委員

の候補者として、次の者を推薦します。

記

氏 名	年 齢	所 属 団 体 及 び 役 職 名	所 属 職 場 及 び 地 位

添付書類

- 1 委員候補者の履歴書と委員就任内諾書 各1通
- 2 定款等の規約及び直近の業務報告書（使用者委員候補者推薦の場合）
- 3 長崎県労働委員会の労働組合資格証明書（労働者委員候補者推薦の場合）

内 諾 書

長崎県労働委員会第四十二期委員に就任することを内諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

長崎県知事 大石 賢 吾 様

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、正久寺長田土地改良区理事長から公共測量（確定測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年8月29日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
諫早市正久寺町、長田町	令和5年9月1日から 令和7年3月19日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県央振興局長から公共測量（基準点測量、水準測量、数値地形図データ作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年8月29日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県西彼杵郡長与町	令和5年9月1日から 令和6年1月26日まで

長崎県内水面漁場管理委員会指示**令和5年長崎県内水面漁場管理委員会指示第2号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、長崎県北松浦郡及び佐世保市佐々川流域における水産動物の採捕に関し、次のとおり制限する。

令和5年8月29日

長崎県内水面漁場管理委員会会長 荒川 敏久

- 佐々川流域において、あゆ、こい、ふな、はや、うなぎ及びもくずがにを採捕しようとする者は、あらかじめ本委員会の承認を受けなければならない。ただし、試験研究等のための採捕並びに中学生以下の生徒及び児童が行う採捕については、この限りではない。

なお、佐々川流域とは、次の基点1と基点2を結ぶ直線より上流の佐々川（志方川、市瀬川、江里川、川添川、高峰川、福井川、路木場川及び北川内川を含む。）及び木場川（四ツ井樋橋下流端から上流）とする。

基点1とは、佐世保市小佐々町と北松浦郡佐々町との最高高潮時海岸線における境界

基点2とは、北松浦郡佐々町芳の浦佐々川東岸標識A（基点1から90度の直線と対岸との交叉点）

- 1により承認を受けた者は、佐々川内水面振興協議会が定めて、本委員会の承認を受けた「採捕規程」に従わなければならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

令和5年長崎県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、長崎県西海市雪浦川流域における水産動物の採捕に関し、次のとおり制限する。

令和5年8月29日

長崎県内水面漁場管理委員会会長 荒川 敏久

- 雪浦川流域において、あゆ、こい、うなぎ及びもくずがにを採捕しようとする者は、あらかじめ本委員会の承認を受けなければならない。ただし、試験研究等のための採捕並びに中学生以下の生徒及び児童が行う採捕

については、この限りではない。

なお、雪浦川流域とは、雪川橋下流端より上流（支流河川を含む。）とする。ただし、雪浦ダム堰堤から幸物橋下流端及び河通ダム堰堤から上流全域は除く。

- 2 1により承認を受けた者は、雪浦川内水面振興協議会が定めて、本委員会の承認を受けた「採捕規程」に従わなければならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

令和5年長崎県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、長崎県諫早市境川流域における水産動物の採捕に関し、次のとおり制限する。

令和5年8月29日

長崎県内水面漁場管理委員会会長 荒川 敏久

- 1 境川流域において、あゆ、やまめ、こい及びはやを採捕しようとする者は、あらかじめ本委員会の承認を受けなければならない。ただし、試験研究等のための採捕並びに中学生以下の生徒及び児童が行う採捕については、この限りではない。
なお、境川流域とは、境川河口より上流とする。ただし、上限は広域基幹林道多良岳横断線が大渡橋上流の4本の支流と接する地点の下流端まで及び落合川の雨堤橋上流端までとする。
- 2 1により承認を受けた者は、境川内水面振興協議会が定めて、本委員会の承認を受けた「採捕規程」に従わなければならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

令和5年長崎県内水面漁場管理委員会指示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、長崎県松浦市志佐川流域における水産動物の採捕に関し、次のとおり制限する。

令和5年8月29日

長崎県内水面漁場管理委員会会長 荒川 敏久

- 1 志佐川流域において、あゆ、はや、こい、ふな、うなぎ及びもくずがにを採捕しようとする者は、あらかじめ本委員会の承認を受けなければならない。ただし、試験研究等のための採捕並びに高校生以下の生徒及び児童が行う採捕については、この限りではない。
なお、志佐川流域とは、松浦市志佐町志佐川河口第1橋梁上流端から鎌土橋下流端までとする。ただし、支流を除く。
- 2 1により承認を受けた者は、志佐川内水面振興協議会が定めて、本委員会の承認を受けた「採捕規程」に従わなければならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

令和5年長崎県内水面漁場管理委員会指示第6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、長崎県大村市郡川流域における水産動物の採捕に関し、次のとおり制限する。

令和5年8月29日

長崎県内水面漁場管理委員会会長 荒川 敏久

- 1 郡川流域において、はや、ふな、こい及びうなぎを採捕しようとする者は、あらかじめ本委員会の承認を受けなければならない。ただし、試験研究等のための採捕並びに高校生以下の生徒及び児童が行う採捕については、この限りではない。
なお、郡川流域とは、次の基点1と基点2を結んだ直線から上流とする。ただし、支流河川及び萱瀬ダム堰堤から上流全域は除く。
基点1とは、大村市郡川川尻下川原鼻標識
基点2とは、大村市郡川川尻下川原鼻対岸標識（基点1から170度の直線が陸岸と交わる場所）
- 2 1により承認を受けた者は、郡川内水面振興協議会が定めて、本委員会の承認を受けた「採捕規程」に従わなければならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

令和5年長崎県内水面漁場管理委員会指示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、長崎県東彼杵郡川棚川流域における水産動物の採捕に関し、次のとおり制限する。

令和5年8月29日

長崎県内水面漁場管理委員会会長 荒川 敏久

- 川棚川流域において、うなぎを採捕しようとする者は、あらかじめ本委員会の承認を受けなければならない。ただし、試験研究等のための採捕並びに高校生以下の生徒及び児童が行う採捕については、この限りではない。
なお、川棚川流域とは、川棚橋下流端から鹿山橋下流端の区域とする。ただし、支流は除く。
- 1により承認を受けた者は、川棚川内水面振興協議会が定めて、本委員会の承認を受けた「採捕規程」に従わなければならない。
- この指示の有効期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

長崎県内水面漁場管理委員会公告**令和5年長崎県内水面漁場管理委員会指示第2号から第7号に基づく採捕規程の承認（公告）**

令和5年長崎県内水面漁場管理委員会指示第2号から第7号に基づく採捕規程について、次のとおり承認したので公告する。

令和5年8月29日

長崎県内水面漁場管理委員会会長 荒川 敏久

佐々川内水面振興協議会採捕規程

（目的）

第1条 この規程は、佐々川内水面振興協議会（以下「協議会」という。）が長崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の指示に基づき、佐々川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物（あゆ、こい、ふな、はや、うなぎ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の保護培養を図る事を目的とする。

（漁具漁法の制限）

第2条 水産動物を採捕する場合は次の漁具漁法以外のものによって採捕してはならない。ただし、うなぎづか、うなぎもどらず及びかにかごについては、委員会の承認を得て協議会が特に認めた者は、この限りではない。

- 手釣（あゆ以外のかげ釣を禁止する。）
- 竿釣（水中に潜り引き掛ける漁法及びあゆ以外のかげ釣を禁止する。）
- 徒歩徒手採捕
- 手たぶ（直径50センチメートル以下。）
- 投網（佐々橋歩道橋より下流のみ。）

（採捕期間）

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を採捕する期間は、同表イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 水産動物	イ 期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間で協議会が公示する期間

2 前項の公示は、毎年市町広報誌等に掲載する。

（体長の制限）

第4条 次の表のア欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表イ欄に掲げる大きさ以下のものを採捕してはならない。

ア 水産動物	イ 大 き さ
う な ぎ	全長21センチメートル
こ い	全長15センチメートル
もくずがに	甲幅長5センチメートル

(禁止区域及び期間)

第5条 第3条の規定に関わらず、次の表のア欄に掲げる水産動物は、同表イ欄の区域において同表ウ欄の期間は採捕してはならない。

ア 水産動物	イ 区 域	ウ 期間
あ ゆ	佐々橋上流端から里堰堤下流端まで	10月1日から10月31日まで

- 2 吉井橋上流端から藤田堰堤跡下流端までの間及び新開堰堤上流端から正興寺橋下流端までの間は、友釣り以外のかけ釣により採捕してはならない。
- 3 本規程に関わらず、長崎県漁業調整規則（昭和39年長崎県規則第89号）第40条の規定により、次の表のア欄に掲げる区域内においては、同表イ欄に掲げる期間中、一切の水産動植物を採捕してはならない。

ア 区 域	イ 期 間
佐々橋の下流端から古川橋の上流端まで	9月1日から10月31日まで

(水産動物を採捕する者の守るべき事項)

第6条 水産動物を採捕する者は、水産動物の保護培養に協力しなければならない。

- 2 水産動物を採捕する場合、川底を攪拌してはならない。
- 3 水産動物を採捕する場合、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 水産動物を採捕する場合、委員会の承認証及び承認札を携帯、着用しなければならない。
- 5 水産動物を採捕する場合において、漁場監視員の要求があったときは、委員会の承認証を提示しなければならない。
- 6 水産動物を採捕する場合、河川を汚染するような行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員は、この規程の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式（一）の漁場監視員であることを表示する腕章をつけると共に、別記様式（二）の漁場監視員証を携帯するものとする。
- 3 漁場監視員は、採捕者から要求があったときは、漁場監視員証を提示しなければならない。

(承認証の貸与等の禁止)

第8条 委員会の承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(違反者に対する措置)

- 第9条 協議会は、委員会の承認を受けた者が、この規程に違反したときは、ただちにその者に対し採捕の中止を命ずる事が出来るものとする。
- 2 協議会は、前項の規定により、採捕の中止を命じた場合にはその旨を委員会に報告し、以後その者の採捕を承認しないよう具申するものとする。

(附則)

- 1 この規程は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 平成30年8月30日付けで長崎県内水面漁場管理委員会から承認された佐々川内水面振興協議会採捕規程は、令和5年8月31日限り、その効力を失う。

様式（一）

<p>佐々川漁場監視員</p> <p>佐々川内水面振興協議会</p>

様式（二）

<p>漁 場 監 視 員 証</p> <p>下記の者は、当協議会の監視員であることを証明する。</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p>

有効期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

佐々川内水面振興協議会
会長 印

雪浦川内水面振興協議会採捕規程

(目的)

第1条 この規程は、雪浦川内水面振興協議会（以下「協議会」という。）が長崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の指示に基づき、雪浦川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物（あゆ、こい、うなぎ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の保護培養を図ることを目的とする。

(漁具漁法の制限)

第2条 水産動物を採捕する場合は、次の漁具漁法以外のものによって採捕してはならない。

- (1) 手釣
- (2) 竿釣
- (3) 徒歩徒手採捕
- (4) たも網
- (5) かにかご（1人が同時に使用するかごの数は3個以内とする。）
- (6) うなぎかご（1人が同時に使用するかごの数は10個以内とする。）

(採捕期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を採捕する期間は、それぞれ同表イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 水産動物	イ 期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日まで
もくずがに	8月1日から10月31日まで

(採捕禁止区域)

第4条 次の表のア欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表イ欄の区域において、掛け釣りにより採捕してはならない。

ただし、あゆの友釣りを除く。

ア 水産動物	イ 区 域
あ ゆ	雪浦川本流と羽出川（雪浦川支流）の合流点から奥浦橋下流端まで
こ い	同 上

(体長及び採捕の制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表イ欄に掲げる大きさ以下のものを採捕してはならない。

ア 水産動物	イ 大 き さ
こ い	全長30センチメートル
もくずがに	甲殻長5センチメートル
う な ぎ	全長21センチメートル

2 こいを持ち帰る場合は、その数は1人1日1尾までとする。

(水産動物を採捕する者の守るべき事項)

第6条 雪浦川において水産動物を採捕する者は、水産動物の保護培養に協力しなければならない。

- 2 水産動物を採捕する場合は、川底を攪拌してはならない。
- 3 水産動物を採捕する場合は、相互に適正な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 水産動物を採捕する場合は、委員会の承認証を携帯し、協議会の漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 水産動物を採捕する場合は、河川を汚染するような行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員は、この規程の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式(一)の漁場監視員であることを表示する腕章をつけるとともに、別記様式(二)の漁場監視員証を携帯するものとする。
- 3 漁場監視員は、採捕者から要求があったときは、漁場監視員証を提示しなければならない。

(承認証の貸与の禁止)

第8条 委員会の承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(違反者に対する措置)

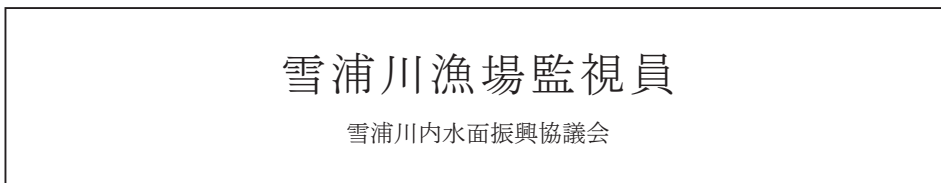
第9条 協議会は、委員会の承認を受けた者が、この規程に違反したときは、ただちにその者に対し採捕の中止を命ずることができるものとする。

- 2 協議会は、前項の規定により、採捕の中止を命じた場合にはその旨を委員会に報告し、以後その者の採捕を承認しないよう具申するものとする。

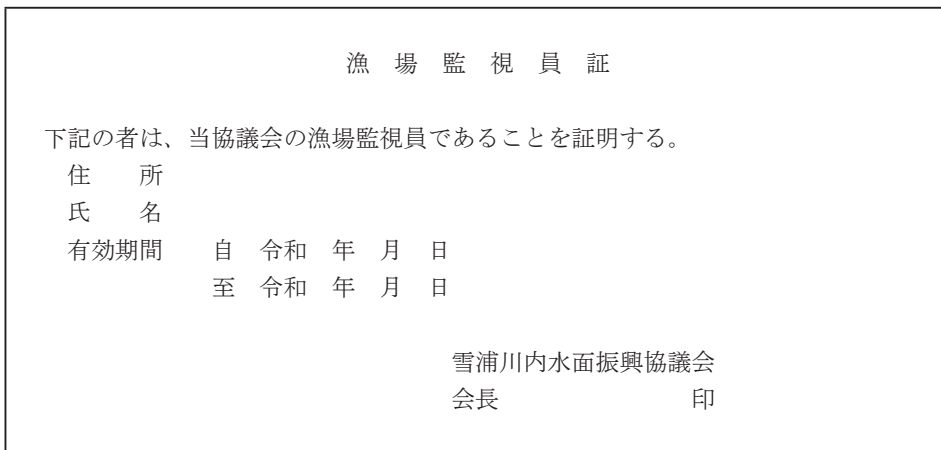
(附則)

- 1 この規程は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 平成30年8月30日付けで長崎県内水面漁場管理委員会から承認された雪浦川内水面振興協議会採捕規程は、令和5年8月31日限り、その効力を失う。

様式(一)



様式(二)



境川内水面振興協議会採捕規程

(目的)

第1条 この規程は、境川内水面振興協議会(以下「協議会」という。)が長崎県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)の指示に基づき、境川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物(あゆ、やまめ、こい及びはやをいう。以下同じ。)の保護培養を図ることを目的とする。

(漁具漁法の制限)

第2条 水産動物を採捕する場合は、次の漁具漁法以外のものによって採捕してはならない。ただし、投網については、委員会の承認を得て協議会が特に認めた者は、この限りではない。

- (1) 手釣

- (2) 竿釣
 (3) 徒歩徒手採捕
 (4) たも網（口径50センチメートル以下。）
 (採捕期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を採捕する期間は、それぞれ同表イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 水産動物	イ 期 間
あ ゆ	6月1日から9月30日まで
や ま め	3月1日から9月30日まで

2 22時から5時までの採捕はしてはならない。

(体長制限及び持ち帰り数の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表イ欄に掲げる大きさ以下のものを採捕してはならない。

ア 水産動物	イ 大 き さ
や ま め	全長15センチメートル
こ い	全長15センチメートル

2 やまめを持ち帰る場合、その数は1人1日5尾までとする。

(水産動物を採捕する者の守るべき事項)

第5条 境川において水産動物を採捕する者は、水産動物の保護培養に協力しなければならない。

- 2 水産動物を採捕する場合は、川底を攪拌してはならない。
 3 水産動物を採捕する場合は、相互に適正な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
 4 水産動物を採捕する場合は、委員会の承認証を携帯し、協議会の漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
 5 水産動物を採捕する場合は、河川を汚染するような行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第6条 漁場監視員は、この規程の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式（一）の漁場監視員であることを表示する腕章をつけるとともに、別記様式（二）の漁場監視員証を携帯するものとする。
 3 漁場監視員は、採捕者から要求があったときは、漁場監視員証を提示しなければならない。

(承認証の貸与の禁止)

第7条 委員会の承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(違反者に対する措置)

第8条 協議会は、委員会の承認を受けた者が、この規程に違反したときは、ただちにその者に対し採捕の中止を命ずることができるものとする。

- 2 協議会は、前項の規定により、採捕の中止を命じた場合にはその旨を委員会に報告し、以後その者の採捕を承認しないよう具申するものとする。

(附則)

- 1 この規程は、令和5年9月1日から施行する。
 2 平成30年8月30日付けで長崎県内水面漁場管理委員会から承認された境川内水面振興協議会採捕規程は、令和5年8月31日限り、その効力を失う。

様式（一）

<p>境川漁場監視員</p> <p>境川内水面振興協議会</p>

様式 (二)

漁 場 監 視 員 証	
下記の者は、当協議会の漁場監視員であることを証明する。	
住 所	
氏 名	
有効期間	自 令和 年 月 日
	至 令和 年 月 日
境川内水面振興協議会 会長 印	

志佐川内水面振興協議会採捕規程

(目的)

第1条 この規程は、志佐川内水面振興協議会（以下「協議会」という。）が長崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の指示に基づき、志佐川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物（あゆ、はや、こい、ふな、うなぎ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の保護培養を図ることを目的とする。

(漁具漁法の制限)

第2条 水産動物を採捕する場合は、次の漁具漁法以外のものによって採捕してはならない。ただし、うなぎ塚及びうなぎもどらずについては、委員会の承認を得て協議会が特に認めた者は、この限りではない。

- (1) 手釣
- (2) 竿釣
- (3) 徒歩徒手採捕
- (4) たも網（たも網の直径40センチメートル以下。）
- (5) かにかご（1人が同時に使用するかごの数は3個以内とする。）

(採捕期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を採捕する期間は、それぞれ同表イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 水産動物	イ 期 間
あ ゆ	6月1日から10月31日まで
は や	6月1日から4月30日まで
こ い	
ふ な	
う な ぎ	9月1日から12月31日まで
もくずがに	

(体長及び採捕の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表イ欄に掲げる大きさ以下のものを採捕してはならない。

ア 水産動物	イ 大 き さ
は や	全長5センチメートル
こ い	全長15センチメートル
ふ な	全長5センチメートル
う な ぎ	全長21センチメートル
もくずがに	甲幅長5センチメートル

(採捕禁止区域及び期間)

第5条 第3条の規定に関わらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、同表イ欄の期間中は、採捕してはならない。

ア 区 域	イ 期 間
志佐川庄野橋上流端から第1井堰に至る区域	9月1日から12月31日まで

(水産動物を採捕する者の守るべき事項)

第6条 水産動物を採捕する者は、水産動物の保護培養に協力しなければならない。

- 2 水産動物を採捕する場合、川底を攪拌してはならない。
- 3 水産動物を採捕する場合、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 水産動物を採捕する場合、委員会の承認証を携帯しなければならない。
- 5 水産動物を採捕する場合において、漁場監視員の要求があったときは、委員会の承認証を提示しなければならない。
- 6 水産動物を採捕する場合、河川を汚染するような行為をしてはならない。
- 7 水産動物を採捕する者が、協議会が特に認める電子遊漁券を利用する場合においては、電子遊漁券をもって承認証に代えることができる。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員は、この規程の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は別記様式(一)の漁場監視員であることを表示する腕章をつけるとともに、別記様式(二)の漁場監視員証を携帯するものとする。
- 3 漁場監視員は、採捕者から要求があったときは、漁場監視員証を提示しなければならない。

(承認証の貸与等の禁止)

第8条 委員会の承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(違反者に対する措置)

第9条 協議会は、委員会の承認を受けた者が、この規程に違反したときは、ただちにその者に対し採捕の中止を命ずることができるものとする。

- 2 協議会は、前項の規定により採捕の中止を命じた場合には、その旨を委員会に報告し、以後その者の採捕を承認しないよう具申するものとする。

(附 則)

- 1 この規程は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 平成30年8月30日付けで長崎県内水面漁場管理委員会から承認された志佐川内水面振興協議会採捕規程は、令和5年8月31日限り、その効力を失う。

様式(一)

<h2>志佐川漁場監視員</h2> <p>志佐川内水面振興協議会</p>

様式(二)

<h3>漁 場 監 視 員 証</h3>
下記の者は、当協議会の漁場監視員であることを証明する。
住 所
氏 名
有効期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
志佐川内水面振興協議会 会長 印

郡川内水面振興協議会採捕規程

(目的)

第1条 この規程は、郡川内水面振興協議会（以下「協議会」という。）が長崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の指示に基づき、郡川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物（はや、ふな、こい及びうなぎをいう。以下同じ。）の保護培養を図ることを目的とする。

(漁具漁法の制限)

第2条 水産動物を採捕する場合は、次の漁具漁法以外のものによって採捕してはならない。ただし、うなぎ塚及びうなぎもどらぎについては、委員会の承認を得て協議会が特に認めた者は、この限りではない。

- (1) 手釣
- (2) 竿釣
- (3) 徒歩徒手採捕
- (4) たも網（たも網の直径40センチメートル以下。）

(採捕期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を採捕する期間は、それぞれ同表イ欄に掲げる期間内であればならない。

ア 水産動物	イ 期 間
は や	4月1日から11月30日まで
ふ な	
こ い	
う な ぎ	6月1日から12月31日まで

(体長及び採捕の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表イ欄に掲げる大きさ以下のものを採捕してはならない。

ア 水産動物	イ 大 き さ
は や	全長5センチメートル
ふ な	全長15センチメートル
こ い	全長20センチメートル
う な ぎ	全長21センチメートル

(採捕禁止区域及び期間)

第5条 第3条の規定に関わらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、同表イ欄の期間中は、採捕してはならない。

ア 区 域	イ 期 間
大村市寿古町本城井堰から平四郎井堰に至る区域 大村市萱瀬小学校前朝追岳橋上流端から郡川砂防えん堤（朝追えん堤）上流端に至る区域	1月1日から12月31日まで

2 本規程に関わらず、長崎県漁業調整規則（昭和39年長崎県規則第89号）第40条の規定により、次の表のア欄に掲げる区域内においては、同表イ欄の期間中、一切の水産動植物を採捕してはならない。

ア 区 域	イ 期 間
郡橋の上流端から下流全域	10月1日から10月31日まで

(水産動物を採捕する者の守るべき事項)

第6条 水産動物を採捕する者は、水産動物の保護培養に協力しなければならない。

2 水産動物を採捕する場合、川底を攪拌してはならない。

- 3 水産動物を採捕する場合、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 水産動物を採捕する場合、委員会の承認証を携帯しなければならない。
- 5 水産動物を採捕する場合において、漁場監視員の要求があったときは、委員会の承認証を提示しなければならない。
- 6 水産動物を採捕する場合、河川を汚染するような行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員は、この規程の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は別記様式(一)の漁場監視員であることを表示する腕章をつけるとともに、別記様式(二)の漁場監視員証を携帯するものとする。

3 漁場監視員は、採捕者から要求があったときは、漁場監視員証を提示しなければならない。

(承認証の貸与等の禁止)

第8条 委員会の承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(違反者に対する措置)

第9条 協議会は、委員会の承認を受けた者が、この規程に違反したときは、ただちにその者に対し採捕の中止を命ずることができるものとする。

2 協議会は、前項の規定により採捕の中止を命じた場合には、その旨を委員会に報告し、以後その者の採捕を承認しないよう具申するものとする。

(附 則)

1 この規程は、令和5年9月1日から施行する。

2 平成30年8月30日付けで長崎県内水面漁場管理委員会から承認された郡川内水面振興協議会採捕規程は、令和5年8月31日限り、その効力を失う。

様式(一)

<h2>郡川漁場監視員</h2> <p>郡川内水面振興協議会</p>

様式(二)

<h3>漁 場 監 視 員 証</h3>
下記の者は、当協議会の監視員であることを証明する。
住 所
氏 名
有効期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
郡川内水面振興協議会 会長 印

川棚川内水面振興協議会採捕規程

(目的)

第1条 この規程は、川棚川内水面振興協議会(以下「協議会」という。)が長崎県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)の指示に基づき、川棚川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物(うなぎをいう。以下同じ。)の保護培養を図ることを目的とする。

(漁具漁法の制限)

第2条 水産動物を採捕する場合は、次の漁具漁法以外のものによって採捕してはならない。ただし、うなぎ塚については、委員会の承認を得て協議会が特に認めた者は、この限りではない。

(1) 手釣

- (2) 竿釣
- (3) 徒手採捕
- (4) たも網（網口径60センチメートル以下。）

（採捕期間）

第3条 水産動物を採捕する期間は、次に掲げる期間内でなければならない。

- (1) うなぎ（うなぎ塚を除く。） 4月1日から11月30日
- (2) うなぎ塚 8月1日から11月30日

（体長の制限）

第4条 全長30センチメートル以下のうなぎを採捕してはならない。

（水産動物を採捕する者の守るべき事項）

第5条 水産動物を採捕する者は、水産動物の保護培養に協力しなければならない。

- 2 水産動物を採捕する場合、川底を攪拌してはならない。
- 3 水産動物を採捕する場合、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 水産動物を採捕する場合、委員会の承認証を携帯しなければならない。
- 5 水産動物を採捕する場合において、漁場監視員の要求があったときは、委員会の承認証を提示しなければならない。
- 6 水産動物を採捕する場合、河川を汚染するような行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第6条 漁場監視員は、この規程の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は別記様式（一）の漁場監視員であることを表示する腕章をつけるとともに、別記様式（二）の漁場監視員証を携帯するものとする。
- 3 漁場監視員は、採捕者から要求があったときは、漁場監視員証を提示しなければならない。

（承認証の貸与等の禁止）

第7条 委員会の承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

（違反者に対する措置）

第8条 協議会は、委員会の承認を受けた者が、この規程に違反したときは、ただちにその者に対し採捕の中止を命ずることができるものとする。

- 2 協議会は、前項の規定により採捕の中止を命じた場合には、その旨を委員会に報告し、以後その者の採捕を承認しないよう具申するものとする。

（附 則）

- 1 この規程は、令和5年9月1日から施行する。

様式（一）

川棚川漁場監視員

川棚川内水面振興協議会

様式（二）

漁 場 監 視 員 証

下記の者は、当協議会の監視員であることを証明する。

住 所

氏 名

有効期間 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

川棚川内水面振興協議会
会長 印

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト